



児童手当認定請求は お早めに

新しい児童手当制度が、今年六月から実施されますが、昭和五十九年六月二日以後生まれの児童（第二子）を含む満十八歳未満の児童を二人養育している人が新たに対象者となります。認定請求は、六月三十日までとなっておりますが、なるべく早目に手続きしてください。

認定請求には、次のものが必要です。
○請求者（通常父親）の預金口座番号と銀行届け印
○請求者が被用者（厚生年金に加入している勤め人）の場合、厚生年金の記号番号
現在、児童手当、特例給付を受給中の方は、六月中に現況届出が必要で、六月三十日までに印かん、保険証、被用者は年金手帳を持参して、役場住民福祉課の窓口で手続きしてください。

在宅重度障害者 福祉手当

在宅のねたきり老人、ねたきり身体障害者、重度痴呆性老人、重度精神薄弱者を介護している方に支給されている福祉手当が四月分から次のように改定されました。
支給月額 一〇、五五〇円（改定前六、〇〇〇円）
支給月 従前どおり（四、八、十二月）

月額一〇、五五〇円に

福祉手当

一日）」に関するもので画用紙四ツ切程度
標語 災害に対する平素からの準備及び災害が発生した場合の行動
応募締切 七月五日必着
応募先 県庁総務部消防防災課
千葉中央郵便局私書箱四〇号
〒260-91
問い合わせ先 県庁消防防災課
防災係 ☎0472-3900

国民年金の繰り上げ 請求は慎重に

国民年金の老齢・通算老齢・老齢基礎年金が受けられる年齢は、六十五歳からですが、希望によって、六十歳から六十四歳までの間に請求して、早く受けはじめることのできる「繰り上げ支給」があります。
年金額は希望した年齢に応じて一定の割合で減額され、六十五歳以後も、その割合は変わりません。

県では、県民の皆さんが郷土を知り、ふるさとを愛する心をはぐくみ、次の世代に誇りをもつて引き継げる豊かな千葉県を築く目的で6月15日を県民の日として定め、この県民の日を中心に県内各地で多彩な行事を実施しております。

海匝地域においても、次のような行事の実施を予定していますので皆さんの参加をお待ちしています。

▼歩行者天国

日時 6月14日(土)
午後1時から4時まで
場所 野栄町野手十字路付近
催物 金魚すくい(無料)・チャリティバザール、風船の無料配付等

▼ちびっこ海浜運動会

日時 6月15日(日)
場所 飯岡町萩園海岸
(雨天・飯岡町体育館)
催物 なのはな体操・綱引き等

▼施設の無料開放

銚子市のプラネタリウムを5回開放します。
日時 6月15日(日)
午前10時から

その他各種の行事を実施しますが、内容等については、左記にお問い合わせ下さい。

海匝支庁総務課内
県民の日海匝地域実行委員会
事務局
電話 04796(2)0261

心身障害児 巡回相談

心身に障害のあるお子さんの育児に関する問題や就学など教育上の問題で悩んでいる方々のために、左記により巡回相談を行います。お子さん同伴で気軽においでくださるようご案内いたします。

期日 七月三〇日(水)

場所 県立銚子養護学校
相談の内容、小学校、特殊教育諸学校への就学に関する相談、心身に障害のある子どもへの教育や保育に関する相談
個人面接により、障害の改善

防災週間 ポスター・標語募集

県では、防災週間にちなんだポスター・標語を次のとおり募集します。

応募資格 県内の小・中学生

応募規格 ポスター 災害の恐ろしさ、平素からの準備など、

「防災週間(八月三十日～九月五日)」及び「防災の日(九月

年齢	減額率
60歳以上61歳未満	42%
61歳 " 62歳 "	35%
62歳 " 63歳 "	28%
63歳 " 64歳 "	20%
64歳 " 65歳 "	11%